

婚氏続称制度と選択的夫婦別氏制

茂 木 洋 平

I 序

1 問題の所在

婚氏続称制度は、離婚後に「民法上の氏」について復氏する配偶者に対して、婚姻中の氏の継続使用を希望する場合には、「呼称上の氏」としてその継続使用を認める。婚氏続称制度は婚姻の出口（離婚）において、氏の決定に当事者の意思を反映させる制度であり、1976年に作られた。他方、選択的夫婦別氏制は婚姻の入口において、氏の決定に当事者の意思を反映させることを企図している。婚姻の出口における氏の決定の自由を認める制度が設立されたことは、入口における氏の決定の自由を認める制度（選択的夫婦別氏制）の導入を求める声を高めた。婚氏続称制度がつくられてから相当の年数が経過したが、選択的夫婦別氏制の導入は未だに実現されておらず、その導入の可否をめぐる激しい政治的対立が続いている。本稿では、婚氏続称制度と選択的夫婦別氏制の法的性質を比較し、前者の制度導入がなされたのに対して、後者の制度導入が実現されていないのは何故かを明らかにする。

2 構成

本稿は以下のように考察を進める。婚氏続称制度の概要を示し（II）、その制度が導入された背景と目的を考察する（III）。次に、婚氏続称制度と選択的夫婦別氏制の性質の違いを考察する（IV）。婚氏続称制度は氏の二重概念（「民法上の氏」と「呼称上の氏」）を用いることから、選択的夫婦別氏制にも氏の二重概念を組入れる考えを生じさせ、選択的夫婦別氏制の導入を主張する際に「呼称上の氏」を用いる型が1つの案として示された。この型の選択的夫婦別氏制の性質を検討する（V）。氏の変動は身分変動と連動しているが、婚氏続称制度は身分変動（離

婚)に際して氏の保持を認めることから、氏の性質を変容させるとも考えられている。婚氏統称制度が氏の性質を如何に変容させたのかを考察する(VI)。婚氏統称制度は婚姻の出口における氏の決定の自由を認めるが、「民法上の氏」は復氏し、継続使用を認めるのは「呼称上の氏」としたことから、多くの学説から批判されている。如何なる批判が展開されたのかを考察する(VII)。最後に、本稿での議論をまとめる(VIII)。

II 婚氏統称制度の概要

1 離婚復氏の強制

明治民法では、氏を変えた方の配偶者は、離婚により実家に復籍し実家の氏を称しなければならなかった(明治民法739条)。戦後、この規定は廃止されたが、国民感情として維持され、それを尊重して離婚復氏の規定が作られた⁽¹⁾。離婚時の強制復氏は夫婦同氏の原則が夫婦という身分関係(夫婦共同生活)を表象し、離婚によって身分関係が解消すれば、復氏が当然との考え方、すなわち氏に関する身分制に基づく⁽²⁾。離婚して「家」を出た配偶者がその「家」の名を称し続けることは社会的に納得されず、離婚復氏はこうした伝統に基づく⁽³⁾。離婚復氏は氏を身分変動に連結させており、氏の個人の呼称への純化を阻んだと評されている⁽⁴⁾。

2 離婚復氏の強制の問題性の認識

選択的夫婦別氏と離婚復氏の問題は、共に身分変動に際して自身の意思に反して氏の変更を強制されないことにあり、相互に関連し、民法750条と民法767条の改正は古くから共に議論されてきた⁽⁵⁾。1954年に開始した法制審議会民法部会(身分法小委員会)では、夫婦同氏の原則とともに、離婚時の復氏強制の見直し検討がなされ(離婚時の復氏を任意とすべきか)、いずれも留保事項となったが、かなり以前から離婚復氏の問題が認識されていた⁽⁶⁾。法制審議会の議論では、夫婦同氏と離婚による強制復氏にかなりの異論が出されたが、これらの規定は戸籍制度とも密接に関連し、氏の制度全般の問題として検討の必要があるため、結論

は後日に留保された⁽⁷⁾。

3 婚氏統稱制度の性質

婚氏統稱制度は「民法上の氏」と「呼称上の氏」という概念を用いて、離婚後に復氏する配偶者に婚姻中の氏の継続使用を認める。「民法上の氏」と「呼称上の氏」については、その変動が直接戸籍の変動と結びつくものが前者であり⁽⁸⁾、そうでないものが後者だと説明される⁽⁹⁾。民法上の規定に基づいて決定される氏は戸籍実務上「民法上の氏」と呼ばれる⁽¹⁰⁾。戦前の法では「民法上の氏」は「家制度」と密接に結び付き、氏とは民法上の「家」の氏という実態があると認識されており、民法上の氏の得喪は、当該「家」への出入り（入家や去家）を意味していた。このことから「氏」の異同は「家」の異同であり、氏の異同は「家」の異同がもたらす実体法上の権利義務という効果が直接に影響をもった⁽¹¹⁾。現行法では、民法上の氏の変動といっても単に戸籍の変動原因にとどまり、実体的な権利・義務にはなんら影響を及ぼさない⁽¹²⁾。呼称上の氏は婚姻、養子縁組等の民法上の氏の変動要因なく氏を変更するものであり、戸籍に記載された文字としての氏である⁽¹³⁾。

民法の原則は、婚姻により民法上の氏を改めた者は、離婚により婚姻前の氏に服する（民法 767 条 1 項）のであり、この復氏した婚姻前の氏が新たに民法上の氏となる。そして婚氏統稱は、実は復氏した「婚姻前の氏」の呼称を、単に婚姻中の氏＝離婚の際に称していた氏の呼称と同じ呼称に変えるにすぎない⁽¹⁴⁾。民法 750 条に従い婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、それに対応するものとして離婚により婚姻前の氏に復し、戸籍も原則として婚姻前の戸籍に復帰する（戸籍法 19 条 1 項）。復氏した夫又は妻は離婚の日から 3 カ月以内に戸籍への届出をなすことによって、離婚の際に称していた氏を称することができるが（民法 767 条 2 項、戸籍法 77 条の 2、75 条の 2）、離婚による当然復氏及び婚姻前の戸籍への復帰の原則に変わりはなく、婚氏統稱は復氏した氏（婚姻前の氏）の呼称を離婚の際の氏の呼称と同じものに変えるにとどまると解されている⁽¹⁵⁾。戸籍実務は婚氏統稱制度により定まる氏を「呼称上の氏」として「民法上の氏」と区別し、「民法上の氏」は氏の取得・変動が民法によって規定された戸籍変動の基準となる氏

を指し、「呼称上の氏」は戸籍に記載されている氏の呼称それ自体であって、民法の規定による戸籍の変動とは関係なく、字体呼称を同じくするかどうかによって同一性が決まるものとする⁽¹⁶⁾。

婚氏続称制度とは、離婚復氏の原則を維持しながらも、離婚後も婚姻中の氏の継続使用を希望する者に、一定の条件下での継続使用を認めた規定である⁽¹⁷⁾。婚氏続称制度によって継続使用が認められる氏は呼称上の氏であり⁽¹⁸⁾、民法上の氏は復氏する⁽¹⁹⁾。

III 婚氏続称制度の導入の背景と目的

1 婚氏続称制度導入以前の問題

婚氏続称制度が導入前には、離婚後も婚姻中の氏を使いたいという変更申出の事例が数多くあった⁽²⁰⁾。婚氏続称制度の導入前も、離婚復氏による不利益の解消方法は存在し、戸籍法 107 条 1 項は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て氏を変更することができるとしており⁽²¹⁾、これが利用可能であった⁽²²⁾。婚氏を継続使用できなければ社会生活上不利益を受けることは「やむを得ない事由」があるとも評価でき、実際に、このような事由から氏の変更の許可を申し立てた事例はいくつもあり、認容された事例もある⁽²³⁾。だが、裁判所の許可を得ることはわずらわしく、その許可事由は名の変更と比べると相当程度厳格であり、特別な人にしか利用できないと指摘されていた⁽²⁴⁾。

婚氏続称制度は戸籍法 107 条 1 項による手続が煩雑であること、氏が個人の権利としての性質を持つとの考えに基づいて、離婚という事実をもって、改氏を是認した⁽²⁵⁾。婚氏続称制度は、戸籍法 107 条 1 項と比べて氏の継続使用の要件を緩和したものである⁽²⁶⁾。婚氏続称制度は離婚復氏の原則を維持し、呼称上の氏の変更にとどまることから、保護の対象が氏の通称使用であり、戸籍上の氏でないことを問題視する見解もある⁽²⁷⁾。

2 女性の職業生活における不利益の緩和

氏は長期間使用されることで、名とあわせて社会に自己を認識させる表象に

なっており、氏には人格的利益だけでなく、財産的利益があると考えられ、そうであれば氏の変更の強制はそれらの利益の侵害にならないのかが問題となる⁽²⁸⁾。婚氏続称制度を認める際には、婚姻中の氏で社会活動をしていた者が離婚により氏を喪失する不利益を求めて、この不利益は救済するべきだとして、通称使用が可能であることは婚氏の継続使用を法的に認めるか否かの問題に決定的な理由にはならないとされた⁽²⁹⁾。

婚氏続称制度は、婚姻によって改氏した者を対象に、個人が婚氏の続称によって、婚姻中に得た個人の社会的利益を保護する⁽³⁰⁾。婚氏続称制度の設立の1つの背景は、女性の社会進出が進み、離婚に際して女性が被る不利益の救済にあった⁽³¹⁾。離婚の際の復氏者の大多数が女性であり⁽³²⁾、復氏強制による社会的及び精神的不利益は少なくなかったとされる⁽³³⁾。婚氏続称制度が導入される以前には、離婚を隠す必要性からも、婚姻中の氏を事実上継続することがしばしば行われており、婚氏続称制度が何よりも働く女性ために必要だと考えられたのは明らかだとされる⁽³⁴⁾。婚氏続称は婚姻後も就業する女性が離婚後に社会活動で被る不利益を緩和したのであり⁽³⁵⁾。実質的には、氏問題における女性の利益に役立ったと評価されている⁽³⁶⁾。

3 子どもの養育に関わる利益

婚氏続称制度が作られた理由としては、離婚復氏による社会活動への不利益だけでなく、子どもの監護養育上の不都合が挙げられており、特に重要なのは後者であり⁽³⁷⁾、婚氏続称を求める声の多くは子どもの養育のためであったと指摘される⁽³⁸⁾。復氏者の大半は女性であり、母親が子どもを保育している場合、子どもと氏も戸籍も異なることから生じる不利益は、より切実な問題だと指摘される⁽³⁹⁾。

4 女性の地位向上

婚氏続称制度は、国際婦人年（1975年）を契機として高まった女性の地位向上の要請に応え、妻の地位の実質的向上を図るために導入された⁽⁴⁰⁾。婚姻中の氏による社会活動によって社会的評価を得ている場合、離婚復氏はその評価を喪

失させる可能性があり、婚姻による氏の変更者の殆どは女性であるから、その不利益を被る者の多くが女性である⁽⁴¹⁾。婚氏統称は離婚に伴う強制復氏によってほとんどの場合には女性が被る不利益の解消を目的し、その狙いは女性の地位向上にある⁽⁴²⁾。

また、婚氏統称制度の導入は、離婚復氏者のほとんどが女性であり、また離婚後の未成熟子の親権者に母があるのが大多数であるとの実態から、国際婦人年における婦人の地位の向上という今日的要請に直接あるいは間接的に応えるという観点からなされたものだと評されている⁽⁴³⁾。離婚復氏によって、離婚後に子の親権者となる母親と子の間で氏が異なる現象は、日本における女性の地位の低さから生じた問題だとされる⁽⁴⁴⁾。故に、婚氏統称制度の導入は女性の社会的地位の向上に資するとされる⁽⁴⁵⁾。

IV 婚氏統称制度と選択的夫婦別氏制度の比較

1 婚氏統称制度と選択的夫婦別氏制の導入の主張との関連

生来の氏での社会活動で築いた利益を保護するには、婚氏統称制度よりも夫婦別氏を認める方が効果的だと指摘される⁽⁴⁶⁾。婚氏統称制度は婚姻の出口における氏の自由と関連し⁽⁴⁷⁾、婚姻の出口（離婚）では個人による氏の選択が可能となり、入口の問題が残された⁽⁴⁸⁾。

婚氏統称制度の導入の1つの背景は、女性の社会進出が活発となり、離婚復氏することによる、女性の社会生活上の不利益が増えたところにある⁽⁴⁹⁾。婚氏統称制度は女性の社会進出に対応する意味があり、この制度の創設が選択的夫婦別氏制の導入が主張される契機になった⁽⁵⁰⁾。選択的夫婦別氏制の導入が一般社会で語られるようになったのは1980年代に入ってからであり、婚氏統称制度はそれに先立って創設された⁽⁵¹⁾。

婚氏統称制度の導入の目的の1つは、就業中に離婚によって氏が変わる不都合にあるため、結婚して氏が変わることも同じであるという考えが生じ、選択的夫婦別氏制の導入が目指された⁽⁵²⁾。婚氏統称の実質的背景には、750条の問題が関連していると指摘される⁽⁵³⁾。婚氏統称制度の導入の1つの背景は、女性の社会

進出に伴う氏の変更による不利益を緩和するところにあり、この背景を考えると、婚姻前の職業活動について同じ対応が必要であるという主張が出てくるのは容易に想像できた⁽⁵⁴⁾。婚氏統稱制度の創設によって、婚姻によって氏を変えずに生来の氏を継続使用できないのかという議論が出てくるのは自然の流れであった⁽⁵⁵⁾。

2 両制度の違い

婚氏統稱制度の創設の1つの目的は、離婚による復氏者（殆どは女性）が婚姻中に婚氏によって職業活動で築いた社会的評価への悪影響を回避するところにある。氏の変更による社会活動上の不利益を回避するには、そもそも婚姻の際に一方が氏を変更しなければならないことを問題にしなければならないという考えが生じる⁽⁵⁶⁾。選択的夫婦別氏制は婚氏統稱制度とともに、個人の意思による氏の決定・保持を是認する方向にある⁽⁵⁷⁾。選択的夫婦別氏制は、婚姻（身分行為）による「氏の変更」を当事者の意思に委ねることで、「氏」に関する身分性を弱め、自律性を強めている。婚氏統稱は、婚姻による氏の変更の強制が、個人が出生により取得し継続使用している氏に対する人格的利益の侵害となりうるとして、氏の不変更（＝保持）の利益を保護し、個人の人格の表象としての氏に人格的価値を認めたと評されている⁽⁵⁸⁾。

婚氏統稱制度は婚姻の出口における氏の法規制の緩和であり、選択的夫婦別氏制は婚姻の入口の氏の規制に関する問題である⁽⁵⁹⁾。女性の氏を巡る出口（離婚復氏の強制）と入口（婚姻改氏の強制）の問題のうち、婚氏統稱制度の設立によって出口の問題が緩和された⁽⁶⁰⁾。

氏が民法や戸籍法などの規律を受けるとしても、婚姻中の氏については婚氏統稱制度の導入によって保護が図られており、婚姻前の生来の氏が軽視される根拠は不明だとされる⁽⁶¹⁾。婚氏統稱制度の導入によって離婚後も婚姻中の氏の使用が可能となり、婚姻に関わる身分変動が氏の変動につながるという関係は崩れてきているとも指摘される⁽⁶²⁾。

婚氏統稱制度が設けられた主たる理由は、離婚後に女性（復氏する者の殆どを占める）が親権者となる場合が多いことから、子どもの養育に関わる復氏に伴う

不利益を解消するところにあった⁽⁶³⁾。離婚後に多くの場合に女性が子の養育をする現状は、子育ては女性の役割であるという性別役割分業観に基づく⁽⁶⁴⁾。故に、婚氏続称が認められたのは女性が子どもを育てるという性別役割分業観と家族は同じ氏を名乗るとする意識にも合致していたからであり、性別役割分業観の打破を求める選択的夫婦別氏制とは異なると指摘される⁽⁶⁵⁾。

3 選択的夫婦別氏制の導入が困難な理由

婚氏続称制度の導入は1976年だが、そこから数十年経過しても選択的夫婦別氏制度の導入が実現されないのは何故かについて、疑問が呈されている⁽⁶⁶⁾。選択的夫婦別氏制度導入の議論と比べ、婚氏続称制度の導入には、それほど大きな反対は見られなかった⁽⁶⁷⁾。婚氏続称制度の導入によって、法律上の身分の変動に応じて氏に関する選択を認める法改正を既に経験していることから、離婚時だけでなく婚姻時も氏の継続使用の利益を同様に守るべきだとして、選択的夫婦別氏制の導入が主張される⁽⁶⁸⁾。

婚氏続称規定の創設を受けて、選択的夫婦別氏制が認められるべきとの主張もあるが⁽⁶⁹⁾、婚氏続称は呼称上の氏の問題でありその改正は比較的難しくなかったが、民法750条の改正は民法上の氏に関わる可能性があり、戸籍制度との関係で難航が予測されていた⁽⁷⁰⁾。婚氏続称制度の問題と異なり、選択的夫婦別氏制度の導入は1つの家族に2つの氏が存在することを是認するため、戸籍の編製方法の再検討を迫るものであり、日本の伝統文化が抵抗を示す問題だと指摘されている⁽⁷¹⁾。

V 呼称上の氏の問題を用いた選択的夫婦別氏制

1 氏の二重概念の使用

婚氏続称制度では、夫婦・親子の氏の同一性を基準とする戸籍編製を保持するという考えから、婚姻時の氏の変更者は離婚により民法上の氏としては婚姻前の氏に復氏し、呼称上の氏として婚姻中の氏を継続使用できる制度設計をした⁽⁷²⁾。離婚によって民法上の氏は復氏しており、身分関係による氏の変動は生じてい

る⁽⁷³⁾。

学説からは「民法上の氏」と「呼称上の氏」は一般国民には極めて分かりにくいと批判がなされ⁽⁷⁴⁾、一定数の実務家も同様の批判を展開した⁽⁷⁵⁾。だが、この批判を認識しつつも、戸籍実務はその区別を前提に戸籍制度を運用し、氏の二重概念の定着度は強まっていた。選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる議論でも、実務家や実務出身の学者の意見として、戸籍編製に氏の二重概念を用いようとする意見が見られる。すなわち、別氏夫婦でも「婚姻により改氏した者の民法上の氏は、婚姻の際に改氏しなかった夫または妻の氏に変更するが、その呼称のみが、婚姻前の氏を称する届出によって婚姻前の氏と同呼称になる」という制度である⁽⁷⁶⁾。

上記の方法による選択的夫婦別氏制は、現行戸籍法の採る「民法上の氏」と「呼称上の氏」の区別を前提とし、離婚の際の婚氏続称の場合の法律構成（民法上の氏としては婚姻前に氏に復氏するが、その呼称上の氏として、離婚の際の氏を称するものとする）にならったものである⁽⁷⁷⁾。呼称上の氏を用いた選択的夫婦別氏制度は、いわば裏口から民法の原則（夫婦同氏の原則）を回避する方法である⁽⁷⁸⁾。この制度は、個人識別のために用いられる公の書類に表示される個人の氏名は、すべて旧姓（呼称上の氏）となるため、現象的には選択的夫婦別氏制度と同じだとされる⁽⁷⁹⁾。この方法による選択的夫婦別氏制は離婚の際の婚氏続称の制度を裏返したような制度で、婚前続称とでも称することもできる⁽⁸⁰⁾。

呼称上の氏を用いた夫婦別氏制の問題として、一般国民にとって、自分が現に使用する「氏（呼称）」のほかに観念的な夫婦共通の氏が存在しているとの説明は相当に難しく⁽⁸¹⁾、一部の専門家にしか通用しない氏の二重概念を用いるのは賢明ではないとされる⁽⁸²⁾。この型の選択的夫婦別氏制は同氏制に別氏を引き込み、夫婦同氏の持つ問題を持ち越すものであり、民法上の氏の保持を認める必要があると主張される⁽⁸³⁾。

2 戸籍との関係

婚姻と離婚の場面では、戸籍の扱いにも社会意識にも180度の違いが生じると指摘される⁽⁸⁴⁾。離婚後の氏は婚姻が解体した先にある個人の問題であるのに対

して、選択的夫婦別氏は夫婦親子による結合体を作るという婚姻制度の根幹に関わる⁽⁸⁵⁾。婚氏統稱制度の問題と異なり、選択的夫婦別氏制度の導入は1つの家族に2つの氏が存在することを是認するため、戸籍編製の再検討を迫り、日本の伝統文化が抵抗を示す問題である⁽⁸⁶⁾。現行戸籍制度は「世界に冠たる戸籍」と言われるように、行政目的にとっては優れた精緻なものだが⁽⁸⁷⁾、選択的夫婦別氏制はこれを壊す。

民法上の氏を同じくしつつも、呼称上の氏を用いて選択的夫婦別氏制を実現する場合には、現行の氏と戸籍のシステムを変えずに最短距離で選択的夫婦別氏制度を実現できる⁽⁸⁸⁾。この方法は通称をそのまま法律上の氏と認めるのに近く⁽⁸⁹⁾、抵抗が少ないと評される⁽⁹⁰⁾。

しかし、呼称上の氏を用いる選択的夫婦別氏制は、現在の通称使用とはレベルが異なり、旧姓は戸籍に表示される呼称となる⁽⁹¹⁾。これを受けて、選択的夫婦別氏制に反対の側からは、この制度では民法上の夫婦の氏が同氏であることは觀念上は維持されるが、これは実質的な夫婦別氏制であり、「家族の呼称」が戸籍によって担保されなくなる事態を意味し、民法750条によって裏付けられる「家族の呼称」も有名無実化し、夫婦同氏が形骸化すると主張される⁽⁹²⁾。

他方、この制度は戸籍筆頭者を定めることになるため、選択的夫婦別氏制に賛成の立場からも、家族内の序列関係を維持し、女性の地位を低く抑えるため、不十分であると批判される⁽⁹³⁾。この見解は、戸籍制度が様々な差別問題に関連していると理解する。呼称上の氏を用いる選択的夫婦別氏制では、夫婦共通の民法上の氏を持つことから、同一戸籍が同じ氏を持つ者で構成される編製単位を維持し、(民法上の氏を同一にするという意味で)夫婦同氏・親子同氏の原則は守られる。(身分や戸籍に記載される家族の範囲等に違いはあるが)旧民法上の氏も基本的には同じであり、氏は同一戸籍に記載されている構成員の総称であり、それは様々な国家目的に仕える具体的手法として意義を持つ⁽⁹⁴⁾。しかし、旧民法には家制度があり、戸籍に記載された家を法律上の家として家族構成員の身分上の実定法上の効果を伴った家・戸籍集団の総称として氏(家名)が重要視されたが、現行民法では家制度は廃止となり、実定法上の問題ではなく、家族の戸籍の登録記載は如何にすればよいのかといった技術的・手続的・形式的問題にすぎ

ないとも評されている⁽⁹⁵⁾。もっとも、戸籍の編製原理が政策や社会意識に影響を及ぼすと考える立場では、氏の問題は戸籍の編製原理に結びつくため、重要な問題である。この立場では、戸籍が家族単位であるために戸籍筆頭者の記載があり、夫がその地位を保持すべきとの意識から、婚姻の際にほとんどの場合で夫が氏を保持する。そして、戸籍筆頭者を中心に家族を把握するため、家族内に上下主従の関係が生じる。また、職場での各種手当や社会保障政策も個人ではなく団体（世帯）を単位に行われ、世帯主（殆どの場合に戸籍筆頭者と同じ者）に対して支給がなされており、これが女性の社会経済的地位を低くする一因ともなっている。

VI 婚氏統称と氏の性質

1 家族の呼称から個人の呼称へ

離婚による婚氏統称の規定は、氏の変更に関して個人の意思決定を尊重した仕組みであり⁽⁹⁶⁾、例外的に個人の意思による氏の決定の契機を認めている⁽⁹⁷⁾。婚氏統称制度の創設によって、一定の枠内であるとはいえ、身分の変更とは関係なく、氏は各人が選択できるものとなったことから⁽⁹⁸⁾、婚氏に対する権利概念が導入されたと評された⁽⁹⁹⁾。

現行法では、氏が個人の呼称であるという認識を原則として運用し、その認識を国民の間に醸成する制度は僅かしかなく、婚氏統称はその1つだとされる⁽¹⁰⁰⁾。婚氏統称制度は離婚によって戸籍（家族という集団）からの離脱者が離脱後もその氏を継続使用するため、まさに個人の氏として称していると指摘される⁽¹⁰¹⁾。婚氏統称制度の導入は、法制度が氏を個人の呼称と見る方向にあることを示す証拠だとされる⁽¹⁰²⁾。

2 他者の利益との調整

氏は一定の家族（身分）関係に基づいて取得されるため、家族（身分）関係を反映するという性質を有し、家族的利益が介在する余地があると分析されている⁽¹⁰³⁾。氏を人格権の観点からみた場合、婚姻の際の氏の保持者が離婚した相手

に対して、特に離婚配偶者が有責である場合、あるいは相手方を困惑させる目的で不必要に婚氏の継続使用しようとする場合等には、自己の氏を使用されたくないという感情を持つ⁽¹⁰⁴⁾。諸外国には有責配偶者に婚氏の継続使用を禁止する法律や婚氏の継続使用に夫の同意や裁判所の許可を要する立法例もあり⁽¹⁰⁵⁾、民法改正の審議では、有責配偶者に婚氏の使用を禁止したり、家庭裁判所の審判を必要とすることも議論された⁽¹⁰⁶⁾。だが、婚氏統称は、婚姻中婚氏で社会活動してきた人を離婚によってこれを奪われることの不利益から救済することを目的としており⁽¹⁰⁷⁾、日本では婚姻中に形成された呼称秩序に重点をおき、有責性を考慮したり相手方の同意を必要とせず本人の意思のみで婚姻中の氏の継続使用を認めた⁽¹⁰⁸⁾。

婚氏統称制度が「民法上の氏」ではなく「呼称上の氏」の統称にとどまったことについて、氏名権の観点から以下の説明がなされる⁽¹⁰⁹⁾。離婚に際する婚氏統称制度を民法上の氏の統称として処理しようとする、「離婚した者が前配偶者の氏を称することができる」とする民法上の氏の取得に関する新しい原則を追加設定することになる。だが、氏は氏名権という人格権の一種として位置付けられ、みだりに他人に称されることがないように保護を受けるべきであり、離婚した者が前配偶者の氏を称することを、前配偶者の意思にかかわらず権利として認めることは制度上行過ぎである。故に、呼称上の氏の問題として処理することになった。

氏の使用を権利として捉えると、離婚に際しては双方の当事者にその権利がある。婚氏統称制度が婚氏の統称に際して離婚の事情（統称を希望する者が有責であるか否か）や統称の背景（相手方を困らせる目的か否か）を問わず、統称を希望する者の意思だけで婚氏の継続使用を認める制度設計がなされていることは、離婚後も氏を使用される側の権利を軽視しているようにも思える。だが、統称される氏は「呼称上の氏」であるため、離婚後に氏を使用される側の氏に対する権利よりも、婚姻中の呼称秩序を重視した。

婚氏統称制度は、民法 767 条 1 項の離婚復氏の原則を維持し、2 項新設によって「呼称としての氏」の継続使用（＝婚氏統称）を認める改正にとどめ、氏の身分性に優位がおかれたが、婚氏統称に対して、他方の同意を不要とし、また、統

称した氏を再婚の際の婚氏とすることが可能と解されたことは、氏の人格的性質が考慮され、氏に対する個人性・意思性の強化へと一步進んだともいえる⁽¹¹⁰⁾。

3 氏の複合的性質

婚氏統稱を希望する理由として最も多いのは子どもと異なる氏になるのは困るという理由であり⁽¹¹¹⁾、婚氏統稱制度の主たる目的は離婚復氏によって殆どの場合に親権者となる女性が子どもと氏を異にしてしまう状況の救済にあった⁽¹¹²⁾。この状況によって、離婚後に女性は社会的に不利益と苦痛を被ってきた⁽¹¹³⁾。婚氏の継続使用は女性の社会生活上の便宜というよりも、子どものための場合が多いと考えられている⁽¹¹⁴⁾。

離婚後の婚氏の継続使用の要求は、氏が家の標識ではなく個人の呼称としての性格を強めていけば当然に生じてくる要求だと評されていた⁽¹¹⁵⁾。婚氏統稱制度の導入によって、婚氏の変更者が離婚後も自身の意思のみで婚姻中の氏の使用を継続でき、この状況では、氏が家族の一体化を示すとは単純には言えなくなっていると指摘される⁽¹¹⁶⁾。

婚氏統稱は氏の性質を複合的にする。すなわち、氏は家族共同体の表象だが、共同体の解消（離婚）後もその共同体の氏を継続使用すれば、氏は家族共同体の表象でなくなる。婚氏統稱により、氏は過去に属していたことのある共同体を示すことになる⁽¹¹⁷⁾。

婚氏統稱制度は親子で同じ名を名乗る当事者の意向を尊重しており、呼称上の氏は同氏原則を回復するための例外的な便法とも言える⁽¹¹⁸⁾。婚氏統稱制度の導入のこの主たる目的を考えると、婚氏の継続使用は離婚後の妻と子どもの共同体を維持するために行われているとも言える。このように考えると、婚氏統稱制度は氏の性質を共同体（近代的小家族）から個人の呼称への変化を推し進めたとは言えないかもしれない。婚氏統稱の2つの目的（離婚後の強制復氏による職業生活への悪影響の回避と、養育する子どもと氏が異なることから生じる不利益の回避）は同質とは言い難い⁽¹¹⁹⁾。前者の目的からは婚氏統稱は氏の個人の呼称としての性質を推し進めたと言えるが、後者の目的からは新たな共同体（復氏する配偶者とその子ども）のためになされたと言える。

4 氏の個人の呼称化

婚氏続称制度は、婚姻によって取得した氏を使用することで、その氏がその者を表象するものになったことを認めて、離婚しても、その氏をその者の意思にかかわらず奪うことが出来ないことを立法的に承認した⁽¹²⁰⁾。この制度によって、離婚復氏者の婚氏の続称が他方配偶者の氏名権を侵害することを否定するばかりでなく、前者の婚氏についての氏名権が承認されたとも評されている⁽¹²¹⁾。しかし、個人の家族的背景もその個人のアイデンティティの1つであり、氏名権を人格権として捉えても、氏の家族的要素が完全に払しょくされるわけではないとされる⁽¹²²⁾。

氏名権が保障されるとの観点からすると、氏が身分関係を示すものでも、名と合わさって個人を特定する機能がある限り、自身の意思に反して自己の人格を示す氏が変わるのは不合理だとされる⁽¹²³⁾。この観点から、婚氏の継続使用は氏についての個人的人格的利益の主張だとされる⁽¹²⁴⁾。婚氏続称は「氏名をその意思に反して奪われない権利」を構築したともいえ、この理論は選択的夫婦別氏制の主張を支える論拠になる可能性がある⁽¹²⁵⁾。婚氏続称制度に加えて、選択的夫婦別氏制度が導入された場合には、氏の取得・変更のルールにおける家族的（身分的）要素の希薄化と個人の意思的契機の強化の傾向が進んでいく⁽¹²⁶⁾。

VII 婚氏続称制度への批判

婚氏続称制度は離婚により社会活動の面で不利益を被ることのあった女性を救済しており、好意的に受け容れられた⁽¹²⁷⁾。しかし、氏の本質の解明や現行法における氏のあるべき姿に検討に十分に時間をかけずに、婚氏続称制度は当面の便宜的ともいいうる問題解決にとどまったと評される⁽¹²⁸⁾。そして、婚氏続称制度によって、民法上の氏（身分の発生変更等により得喪変動する氏）のほかに、呼称上の氏（身分変動にかかわらず変更される氏）が持ち込まれ、氏の不透明さが増したと批判される⁽¹²⁹⁾。

婚氏続称制度は民法上の氏とは異なる「呼称上の氏」の使い分けをしており、双方の使い分けは一般人の感覚では理解し難く⁽¹³⁰⁾、結果として氏に関する法制

度を複雑にしたとされる⁽¹³¹⁾。呼称上の氏という概念は分かりにくく、戸籍とは理解できない不可解なことをやっているという意識を広めることになるという懸念も指摘されている⁽¹³²⁾。「民法上の氏」と「呼称上の氏」の二重概念を用いる手法は国民にとって分かりにくく、法律上の氏は1つであることが望ましく、二重概念を用いなくても適切な戸籍実務を運営できるならば、根本的な見直しを検討する余地があるのではないかと指摘される⁽¹³³⁾。戸籍が夫婦関係や親子関係を登録公証する手段として、現行の戸籍の編製基準を親子の氏の同一性に置いているとすれば、その手段が今や戸籍事務、特に氏に関する戸籍事務を複雑なものにし、民法上の氏と呼称上の氏という不毛ともいふべき議論を展開させているとされる⁽¹³⁴⁾。復氏の原則を保持し、呼称上の氏の変更という方法で解決を図っているが、端的に当事者の意思によって民法上の氏を婚姻前の復するか否かを決定する方が素直だと指摘される⁽¹³⁵⁾。

婚氏統称制度は婚姻による夫婦同氏原則の下で氏を改めた配偶者が離婚復氏により受ける不利益を回避する一手段として設けられたものであるが、それにとどまらず子どもの氏や戸籍との関係も問題となり、本来はその背景にある夫婦同氏原則そのものについても検討を要する問題であった⁽¹³⁶⁾。婚氏統称の規定の新設は両性の本質的平等という面から評価されるが、氏全体の本質的な検討をしないで、離婚の際の氏だけに限って、つまみ食い的に取り上げたことに対して、思い付き的法的改正という批判がなされた⁽¹³⁷⁾。離婚復氏の改正は夫婦同氏の原則より個人の氏名権を優先させるものとして有意義な改正であったが、氏の本質の問題には触れなかったため、氏の構成を根本から変えるものではなく⁽¹³⁸⁾、所詮は部分的なあまりにも便宜的な改正であったと評されている⁽¹³⁹⁾。

VIII おわりに

離婚復氏の強制は復氏者（殆どは女性）に対して、社会活動の継続や子どもの養育の面で不利益を及ぼしていた（Ⅲ 2, 3）。婚氏統称制度の導入以前でも、これらの不利益を回避する方法は存在したが、その手続きの煩雑さが指摘されており、同制度の導入によって婚氏の継続使用がより簡単になった（Ⅲ 1）。婚氏統

称制度は離婚復氏によって主に女性に対して生じる不利益の是正を目指しており、女性の地位向上に資するものであった(Ⅲ 4)。婚氏統称制度は婚姻の出口(離婚)での氏の決定に個人の意思を反映させる制度であり、この制度の導入は婚姻の入口での氏の決定に個人の意思を反映させるべきという主張(選択的夫婦別氏制の導入の主張)を後押しした(Ⅳ 1)。だが、婚氏統称制度と選択的夫婦別氏制とは、婚姻家族制度に与える影響が大きく異なる。婚氏統称制度は婚姻共同体の解体された後の氏に関する個人の決定だが、選択的夫婦別氏制は同氏同籍という婚姻家族制度の根幹を掘り崩す(Ⅳ)。モデルとなる家族(近代小家族)は、夫婦同氏と戸籍の編製単位によって定められている。婚氏統称制度は婚姻統制度の中核(モデルとなる家族)の変革を迫るものではなく、他方、選択的夫婦別氏制はそれに変革を迫るものであり、その導入を主張する見解には家族をめぐる価値観の転換が内包されている。

註

- (1) 高橋朋子「夫婦の氏」東海法学 13 号(1994) 201 頁, 207 - 08 頁。
- (2) 犬伏由子「選択的夫婦別氏(別姓)制度導入の意味 — 「氏の取得・変更」規定見直しの視点で」二宮周平・犬伏由子編『現代家族法講座 2 婚姻と離婚』(日本評論社, 2020) 59 頁, 79 頁。
- (3) 滝沢聿代『選択的夫婦別氏制: これまでとこれから』(三省堂, 2016) 39 頁。戦前と変わらず、離婚の場合には婚姻前の氏に復するのが原則だが(婚氏統称制度は例外)、死別の場合には婚姻中の氏を称するのが原則である。婚姻の解消に際して離婚と死別で氏の扱いが異なるのは、離婚とは妻が夫の家を出て実家に戻るので婚姻前の氏に復すべきであり、他方、死別の場合には通常夫の家に留まるので婚姻中の氏を称し続けるという、家意識を前提にしているからである(高橋朋子「戦後の婚姻の変化」望星 25 巻 6 号(1994) 30 頁, 31 頁)。この家意識を壊す一步を示したところに、婚氏統称制度の意義が見出されている(浜田章作「夫婦別氏制への歩み」鳥取短期大学研究紀要 46 号(2002) 99 頁, 104 頁)。
- (4) 二宮周平「人格権から見た夫婦別氏制度(1)」戸籍時報 687 号(2012) 52 頁, 59 頁。
- (5) 千種秀夫「民法などの一部を改正する法律の解説(1)」法曹時報 28 巻 9 号(1976) 1 頁, 9 - 10 頁参照。
- (6) 犬伏前掲(2) 78 頁。
- (7) 平賀健太「民法改正—法制審議会における審議経過」ジュリスト 97 号(1956) 37 頁,

- 41 頁。
- (8) 民法上の氏は、出生によって取得され、その後の婚姻・離婚・養子縁組・離縁等の身分行為によって変動し、それに応じて戸籍の変動（入籍・除籍・復籍・新戸籍編製等）が生じる（梶村太市『民法上の氏』『呼称上の氏』考 戸籍法 50 周年記念論文集編纂委員会『現行戸籍制度 50 年の歩みと展望』（日本加除出版、1999）957 頁、959 頁）。
- (9) 山川一陽「呼称上の氏と戸籍」私法 53 号（1991）280 - 81 頁。
- (10) 常岡史子「離婚後 15 年以上婚氏を称した者の婚姻前の氏への変更」民商法雑誌 153 巻 1 号（2017）171 頁、172 頁。
- (11) 山川一陽「民法上の氏と呼称上の氏—呼称上の氏の形成と発展」戸籍法 50 周年記念論文集編纂委員会前掲(8) 938 頁、943 頁。
- (12) 例外として、民法 769 条・751 条・817 条の問題がある（山川前掲(11) 941 頁）。法的意味がなくとも、氏の異同は人々の意識において大きな関心事だと指摘される（水野紀子「男女平等と家族法」ジュリスト増刊総合特集『女性の現在と未来』（1985）58 頁、64 頁）。
- (13) 島野穹子「戸籍制度の現状と将来」自由と正義 37 巻 5 号（1986）4 頁、9 - 10 頁。
- (14) 婚氏を統稱するには、離婚後 3 カ月以内に統稱する旨の申し出をするだけでよく、家庭裁判所の許可は不要である。復氏した者の民法上の氏はあくまで「婚姻前の氏」だが、その呼称が婚氏統稱の届出により変更される（島田充子「改氏許可基準と手続（二）一氏の変更」判例タイムズ 1100 号（2002）264 頁）。
- (15) 常岡前掲(10) 173 頁。
- (16) 常岡前掲(10) 172 - 73 頁。
- (17) 千種前掲(5) 2 頁。
- (18) 梶村前掲(8) 959 頁。
- (19) 山川前掲(9) 282 頁。
- (20) 榊原富士子「家族の在り方の多様化を求める二つの裁判」法律時報 61 巻 5 号（1987）90 頁、93 頁。
- (21) 当該規定で変更が認められるのは、「呼称上の氏」である（梶村前掲(8) 959 頁）。
- (22) 氏は個人識別機能として重要な要素であるため、変更の許可を「やむを得ない事由」があるときに限った（島田前掲(14) 264 頁）。
- (23) 千種前掲(5) 15 頁。
- (24) 千種前掲(5) 15 頁。
- (25) 青木惺「民法上の氏と呼称上の氏について」家庭裁判月報 41 巻 5 号（1989）97 頁、124 頁。
- (26) 草深重明「氏と名の変更の現状と問題点」自由と正義 37 巻 5 号（1986）76 頁、77 頁。
- (27) 川口かすみ「夫婦の氏と個人の尊重（2・完）」早稲田政治公法研究 101 号（2013）1 頁、4 頁。
- (28) 山田卓生「結婚による改姓強制—夫婦は同性でなければならないか」法律時報 61 巻 5 号（1989）84 頁、85 頁。

- (29) 山田前掲(28) 85 頁。
- (30) 川口前掲(27) 2 頁。
- (31) 中川淳「婚姻・離婚法改正の中間報告について」ジュリスト 1019 号(1993) 81 頁, 84 頁。
- (32) 島田前掲(14) 264 頁。
- (33) 井田恵子「女性差別撤廃条約と日本女性の地位—どこまで改善されたか」法学セミナー増刊 30 号『女性そして男性』(1985) 33 頁, 39 頁。
- (34) 滝沢前掲(3) 5 - 6 頁。
- (35) 川口かすみ「憲法 24 条と民法 750 条の関係についての一考察: 最高裁夫婦別氏訴訟を素材にして」ジェンダー研究 8 号(2018) 16 頁, 27 頁。
- (36) 久武綾子「民法七六七条一部改正についての経過とその後—戸籍法第七七条の二の受理の実態—」戸籍時報 234 号(1977) 4 頁, 12 頁。
- (37) 小坂実「夫婦別姓問題「裏口からの別姓導入」に要警戒」明日への選択 387 号(2018) 16 頁, 18 頁。
- (38) 千種前掲(5) 14 頁。
- (39) 小坂前掲(37) 18 頁。
- (40) 千種前掲(5) 1 - 2 頁; 常岡前掲(10) 173 - 74 頁。
- (41) 山川前掲(11) 946 頁。
- (42) 山川前掲(11) 946 頁。
- (43) 青木前掲(25) 124 頁。
- (44) 千種前掲(5) 14 頁。
- (45) 千種前掲(5) 14 頁。
- (46) 川口前掲(27) 5 頁。
- (47) 清野幾久子「婚姻の自由についての覚え書き: 一九九一年八月二九日大阪地裁判決の事例を契機として」札幌法学 4 巻 1 号(1993) 199 頁, 216 頁注 7。
- (48) 床谷文雄「民法上の氏と戸籍制度—夫婦別氏制のもたらすもの—」私法 52 号(1990) 135 頁, 139 頁。
- (49) 田中通裕「氏名権の法理」民商法雑誌 120 巻 4・5 号(1999) 702 頁, 716 頁注 18。
- (50) 唄孝一「選択的夫婦別氏制(2)—その前史と周辺」ジュリスト 1128 号(1998) 60 頁, 61 頁。
- (51) 滝沢前掲(3) 5 頁。
- (52) 滝沢前掲(3) 5 - 6 頁。
- (53) 千種前掲(5) 8 頁。
- (54) 滝沢前掲(3) 72 頁。
- (55) 大村敦『家族法 [第 3 版]』(有斐閣, 2010) 47 頁。
- (56) 高橋朋子「婚氏続称」法学セミナー 445 号(1992) 38 頁。
- (57) 床谷前掲(48) 139 頁。
- (58) 犬伏前掲(2) 80 頁。

- (59) 加藤一郎ほか「[座談会]夫婦別姓の検討課題」ジュリスト 936号(1989)90頁(加藤)。
- (60) 星野澄子「女性の名前と居場所 — 同氏義務・同居義務のなかの夫婦」季刊女子教育もんだい 64号(1995)19頁,22頁。
- (61) 立石直子「判批」『新・判例解説 watch 16』(日本評論社,2015)101頁,103頁。
- (62) 川口前掲(35)27頁。
- (63) 千種前掲(5)4頁。
- (64) 二宮周平「家族法と性別役割分業」岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法 11 ジェンダーと法』(1997)137頁,139頁参照。
- (65) 武田真里子「夫婦別氏論の意義と限界」時岡弘先生古稀記念論文集刊行会編『人権と憲法裁判』(成文堂,1992)497頁,501頁。
- (66) 立石直子「婚姻の自由とジェンダー—民法731条・733条・750条の改正に向けて問われていること」ジェンダーと法7号(2010)17頁,25頁。
- (67) 立石前掲(66)25頁。
- (68) 立石前掲(66)25頁。
- (69) 斉藤博『人格法の研究』(一粒社,1979)236-39頁。
- (70) 久武綾子「選択的夫婦別氏制採用に関する意見書を読んで(第2報)」戸籍時報 377号(1989)41頁,45頁。
- (71) 滝沢前掲(3)72頁。
- (72) 床谷前掲(48)140頁参照。
- (73) 草深前掲(26)82頁。
- (74) 床谷文雄「民法上の氏と戸籍制度—夫婦別氏制のもたらすもの—」阪大法学 153・54号(1990)821頁,830頁等。
- (75) 房村精一「戸籍の編製と氏(中)」戸籍 587号(1992)17頁等。
- (76) 澤田省三『夫婦別氏論と戸籍問題』(ぎょうせい,1990);大関嘉造「民法七五〇条改正論と戸籍実務」戸籍時報 381号(1990)2頁以下。
- (77) 大森政輔「夫婦別姓選択制私案」判例タイムズ 772号(1992)65頁,66頁。
- (78) 滝沢前掲(3)72頁。
- (79) 清水馨「選択的夫婦別氏制度についての覚書」太田知行ほか編『民事法学への挑戦と新たな構築』(創文社,2008)803頁,813頁。
- (80) 房村精一「戸籍の編製と氏(下)」戸籍 590号(1992)1頁,16頁。
- (81) 清水前掲(79)813頁。
- (82) 星野澄子「夫婦の同氏の義務・同居義務規定の再検討」神奈川法学 30巻3号(1995)121頁,131頁。
- (83) 高橋前掲(1)217頁。
- (84) 滝沢前掲(3)72頁。
- (85) 滝沢前掲(3)72頁。
- (86) 滝沢前掲(3)72頁。
- (87) 床谷文雄「夫婦別氏制と戸籍制度の再検討(二・完)」民商法雑誌 101巻3号(1989)

- 335 頁、362 頁参照。
- (88) 滝沢前掲 (3) 72 頁。
- (89) 通称使用の拡大論は、どこでも通称使用が可能となれば、通称と民法上の氏を区別する意味があるのかといった、そもそも論に直面するとされる (坂本祥子「通称使用をめぐる動き—夫婦別姓訴訟大法廷回付を機に考える」時の法令 1977 号 (2015) 57 頁、61 頁)。
- (90) 滝沢前掲 (3) 72 頁。氏の問題に過度の期待を持つことなく、漸進的な対応を可とすべきだと主張されている (滝沢前掲 (3) 367 頁)。
- (91) 星野前掲 (82) 131 頁。
- (92) 小坂前掲 (37) 19 頁。
- (93) 利谷信義「戸籍制度の役割と問題点」ジュリスト 1059 号 (1995) 12 頁、18 頁；金城清子「選択的夫婦別姓の導入と戸籍制度」女性学研究 4 号 (1996) 71 頁、86 頁。
- (94) 松村晴路「妻の氏名自主権と子の個別氏名権」富山大学教育学部紀要 48 巻 (1996) 39 頁、46 頁。
- (95) 松村前掲 (94) 46 頁。
- (96) 二宮周平「家族法における憲法的価値の実現：家族法改正と司法判断 (2)」戸籍時報 728 号 (2015) 30 - 31 頁参照。
- (97) 高橋朋子「夫婦の氏—再論」高翔龍ほか編『日本民法学の新たな時代』(有斐閣、2015) 935 頁、940 頁。
- (98) 床谷前掲 (48) 139 頁。
- (99) 滝沢前掲 (3) 45 頁。
- (100) 木幡文徳「家族法改正の課題 (2) 選択的夫婦別氏論の隘路」専修大学法学研究所報 42 号 (2010) 28 頁、30 頁。
- (101) 木幡前掲 (100) 30 頁。しかし、これととも、離婚した夫婦の間の子どもの氏の変更を通じて、団体としての氏の問題を生じさせ、再び団体としての氏の性格へと回帰することが少なくないとされる (木幡前掲 (100) 30 頁)。
- (102) 二宮周平「子の氏 (名) の変更」民商法雑誌 111 巻 4・5 号 (1995) 641 頁、657 頁。
- (103) 田中前掲 (9) 741 頁。
- (104) 久武前掲 (36) 7 頁。
- (105) 久武前掲 (36) 7 頁参照。
- (106) 田中前掲 (9) 709 頁。
- (107) 田中前掲 (9) 709 頁。
- (108) 久武前掲 (36) 7 頁。
- (109) 大森政輔「夫婦同氏・別氏選択制における戸籍の在り方について—別氏夫婦同籍の論」『婚姻法の見直しと戸籍制度』(戸籍時報特集号一号外) (日本加除出版、1994) 67 頁、78 頁。
- (110) 犬伏前掲 (2) 79 頁。
- (111) 高橋前掲 (56) 38 頁。

- (112) 千種前掲(5)4頁。
- (113) 山川前掲(11)947頁。
- (114) 草深前掲(26)80頁。
- (115) 平賀前掲(7)41頁。
- (116) 植野妙実子『男女平等原則の普遍性 日仏比較を通して』(中央大学出版部, 2020)126頁。
- (117) 木下明「夫婦の氏」高梨公之教授還暦祝賀論文集刊行発起人会編『婚姻法の研究(下)』(有斐閣, 1976)219頁, 238頁。
- (118) 小坂前掲(37)18頁。
- (119) 高橋前掲(56)38頁。
- (120) 田中前掲(9)709頁。
- (121) 田中前掲(9)709頁。
- (122) 田中前掲(9)745頁。
- (123) 二宮前掲(102)657頁。
- (124) 犬伏前掲(2)79頁。
- (125) 田中前掲(9)709頁。
- (126) 田中前掲(9)745頁。
- (127) 久貴忠彦「家族法制」ジュリスト1073号(1995)114頁, 117頁。
- (128) 久貴前掲(127)117頁。
- (129) 久貴前掲(127)117頁。
- (130) 稲葉実香「戸籍実務と憲法上の権利」毛利ほか編『比較憲法学の現状と展望 初宿 正典先生古稀祝賀』(成文堂, 2018)569頁, 585頁。
- (131) 浜田前掲(3)104頁。
- (132) 房村前掲(80)17頁。
- (133) 梶村前掲(8)959 - 60頁。
- (134) 島野前掲(13)11頁。
- (135) 房村前掲(80)16頁。
- (136) 常岡前掲(10)175頁。
- (137) 中川淳「家族法五〇年の歩みと将来像—家族立法を中心として—」法律のひろば51巻7号(1998)4頁, 6 - 7頁。
- (138) 高橋前掲(1)209頁。
- (139) 水野前掲(12)64頁。

